

議案第122号

川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市市民館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年9月2日提出

川崎市長 福田紀彦

川崎市市民館条例の一部を改正する条例

川崎市市民館条例（昭和47年川崎市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第11条関係）

種 別			金 額			
			午 前	午 後	夜 間	全 日
			9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時
ホ ー ル	大ホール	中原	4,140円	6,160円	10,190円	20,490円
		幸 高津 宮前 多摩 麻生	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円
	リハーサル 室	幸 高津	560円	1,230円	1,680円	3,470円
		多摩	1,120円	2,460円	3,360円	6,940円

種 別		9時～12時	1時～5時	5時30分～ 9時	9時～9時	
会議室	大会議室	幸 高津 宮前 多摩 麻生	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円
	第1会議室	幸	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
		多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		中原 高津 宮前	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第2会議室	宮前	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		幸 中原 高津 麻生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	第3会議室	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		幸 中原 宮前 麻生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	第4会議室	幸 中原 多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		宮前	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
		高津 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	第5会議室	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		中原 多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円

	第6会議室	中原高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	集会室	菅生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		岡上	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	音楽室	幸中原	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	第1音楽室	高津	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	第2音楽室	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	和室	幸中原高津宮前多摩麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		日吉橘	670円	780円	1,120円	2,570円
		菅生	890円	1,000円	1,340円	3,230円
料理室	幸中原高津宮前多摩麻生	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	
実習室	幸中原高津宮前多摩麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	
	日吉橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円	
教養室						

視聴覚室	中原 高津 宮前 多摩 麻生	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
学習室	菅生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円
第1学習室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	橘	670円	780円	1,120円	2,570円
第2学習室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	日吉 橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円
第3学習室	日吉	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円
第4学習室	日吉 橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円
茶華道室	岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円
体育室	中原 高津 麻生	440円	780円	1,340円	2,560円
	幸 宮前 多摩	330円	560円	1,120円	2,010円
	岡上	220円	330円	670円	1,220円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使

用料については、なお従前の例による。

参考資料

## 制 定 要 旨

市民館の使用料の額を改定するため、この条例を制定するものである。